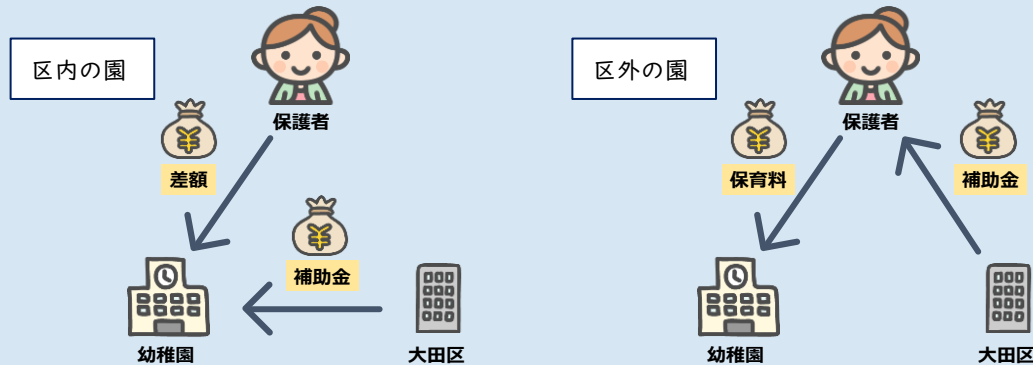


保育料補助金について

大田区内の幼稚園に通う場合、保育料補助金の42,300円（新制度園は14,300円）までは、大田区から幼稚園に支払います。**各保護者は、幼稚園に差額をお支払いください。**なお、非課税世帯など加算のある世帯で、保育料等に差額が発生する際は、**上乗せの補助金を保護者の口座に支給します。**

大田区外の幼稚園に通う場合、幼稚園に保育料を全額お支払いいただき、後日、保護者の口座に補助金を支給します。



補助金額一覧（上限額）

幼稚園に支払った保育料等がこの金額より少ない場合は、支払った金額が支給されます。

（月額）単位:円

補助階層		年収の 目安	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯	-	42,300	42,700	
B	特別区民税非課税世帯 （所得割額のみ非課税も含む）	～270 万円			
C	特別区民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	～360 万円			
D	特別区民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	～680 万円		42,300	
E	特別区民税所得割課税額が256,300円以下の世帯	～730 万円			
F	特別区民税所得割課税額が上記AからE以外の世帯	730 万円～			
X	税未確認の世帯（保護者が税未申告・必要書類の提出がない）	-			

- 補助金額は、区が定める時期に4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは今年度の特別区民税額（税額控除前の区市町村民税所得割額）により判定します。後日、税の申告や税額変更等をされても、すでに確定した補助金額の変更及び差額支給は行いません。
- 特別区民税所得割課税額が77,100円以下（B～C階層）で下記に該当する方は、上限額が加算されます。確認書類の提出が必要になる場合がありますので、別途ご連絡させていただきます。
 - 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
 - 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- やむを得ない事情により住民登録することが困難な園児は、困難なことを証する書類、居住の実態が分かる確認書類をもって住民登録をしているものとみなします。ただし、大田区に住民登録をしていない期間が6か月を超えた場合、それ以降の保護者負担軽減補助金は、支給しません。
- 月の途中で入園・転入したときは、入園日又は転入日のどちらか遅い日で、月の途中で退園・転出した場合は、退園日又は転出日の前日どちらか早い日で、日割計算を行います。**ただし、転入元又は転出先自治体との調整で日割計算を行わない場合もあります。
- 年収は、夫婦と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安です。
- 新制度園は月額14,300円が上限です。**（保護者負担軽減補助金）
- 国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は400円が上限です（施設等利用給付）。